

平成27年3月31日策定
相馬共同火力発電株式会社

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 働き方を見直すことによる実労働時間削減のための施策を実施する。

< 対策 >

- ・ 毎週1回「ノー残業デー」の実施。
平成27年4月から毎週水曜日実施。
- ・ 年1回「ファミリーウィーク」の実施。
平成27年4月から実施時期の検討開始し、年度内実施。以後毎年実施。
- ・ 連続休暇取得への協力。
平成27年4月から実施
- ・ ワークライフバランス労使委員会での仕事と生活の調和推進対策の検討。
平成27年4月から毎年2回実施。

目標2 子どもの健全育成のための支援施策を実施する。

< 対策 >

- ・ 地域の学生を対象としたインターンシップ、職場体験学習および、次世代層を対象としたエネルギー環境講座の実施。
平成27年4月から実施。
- ・ 社員の子どもを対象とした「職場見学会」の実施。
平成27年4月から実施時期等の検討開始。
平成28年4月以降実施。